

○経済産業省令第 号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十四条第一項及びエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第二号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日 経済産業大臣 名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第九十四条 (略)

2 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一 一戸建ての住宅及び木造の共同住宅（その主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が木材で造られたものをいう。次号において同じ。）に用いられるもののうち、次に掲げるもの

イ 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引

(特定熱損失防止建築材料の適用除外)

第九十四条 (略)

2 令第二十一条第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き

き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓（それぞれ出窓であるものを除く。）に用いられるもの以外のもの

ロ 雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの

ハ 外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの

ニ 防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの

窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓（それぞれ出窓であるものを除く。）に用いられるもの以外のもの

二 雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの

三 外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの

四 防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの

ホ 建築基準法第二条第九の二号ロに規定する防火設備であるもの

ヘ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条に規定する工事により施設されたもの

二 木造の共同住宅以外の共同住宅に用いられるもののうち、次に掲げるもの

イ 片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九の二号ロに規定する防火設備であるもの

（新設）

（新設）

（新設）

|   |                                                 |      |
|---|-------------------------------------------------|------|
|   | き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたて                              |      |
|   | すべり出し窓（それぞれ出窓であるものを除く。）に用いられるもの以外のもの            |      |
| ロ | 雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの                         | （新設） |
| ハ | 外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの以外のもの | （新設） |
| ニ | 防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの                            | （新設） |
| ホ | 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関                               | （新設） |



## 附 則

この省令は、令和 年 月 日から施行する。